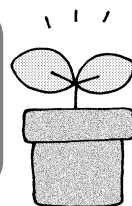


# 笑顔 ~Smile~

令和4年11月1日  
草津町立草津中学校 保健室



インフルエンザにかかった場合、

「療養報告書」(保護者記入)が必要です

以前は、生徒がインフルエンザにかかって登校を再開する場合、再度、医療機関に行って「治癒証明書」を書いてもらう必要がありました。



しかし、新型コロナウイルス感染症の流行とインフルエンザの流行が心配されることから、令和2年度より、群馬県では「治癒証明書」の扱いを変更し、「療養報告書」を提出してもらうことになっています。



インフルエンザと診断され、再登校する際は、「治癒証明書」でなく、「療養報告書」に保護者が記入して学校に提出してください。

- 「療養報告書」の用紙は、今回、全員にお配りします。ご家庭で保管しておいてください。
- 「療養報告書」は本校のホームページからもダウンロードできます。
- 「療養報告書」の記入は保護者が行い、登校を再開する際に学校に提出します。
- 医師の診断で、出席停止の期間(発症後5日)を経過せずに登校が可能となった場合は、「治癒証明書」が必要になります。
- インフルエンザ以外の感染症の場合(水ぼうそう、おたふくかぜ、プール熱、流行性結膜炎等)は、今まで通り「治癒証明書」が必要です。

\*詳しくは、本日配布の通知を確認してください。

\*ご不明な点がございましたら、学校まで連絡してください。

草津町では10月1日から全町民を対象にインフルエンザの予防接種費用を全額負担しています。

